

四日市市告示第 591 号

令和 3 年 2 月 19 日付四日市市告示第 50 号の告示につき、下表のとおり修正する旨公告する。

令和 4 年 12 月 9 日

四日市市長 森 智 広

修正後	修正前
<p>2 実施期間</p> <p>令和 3 年 2 月 19 日から<u>令和 5 年 3 月 31 日</u>まで。</p> <p>(省略)</p> <p>8 他の予防接種との関係</p> <p>ワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、ワクチンごとに決められた間隔をおくこととする。</p> <p>また、2 種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種<u>(インフルエンザの予防接種を除く。)</u>は行わない。</p>	<p>2 実施期間</p> <p>令和 3 年 2 月 19 日から令和 4 年 9 月 30 日まで。</p> <p>ただし、追加接種については令和 3 年 12 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。</p> <p>(省略)</p> <p>8 他の予防接種との関係</p> <p>ワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、ワクチンごとに決められた間隔をおくこととする。</p> <p>また、2 種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は行わない。</p>

(政策推進部 新型コロナウイルス感染症対策室)